明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

第三十一条の二第二項第八号の二の次に次の一号を加える。

八の三　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第十三条第一項の規定により行われた裁定（同法第十条第一項第一号に掲げる権利に係るものに限るものとし、同法第十八条の規定により失効したものを除く。以下この号において「裁定」という。）に係る同法第十条第二項の裁定申請書（以下この号において「裁定申請書」という。）に記載された同項第二号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第一号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（第一号から第二号の二まで又は第四号から前号までに掲げる譲渡に該当するものを除く。）

イ　当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地（所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第二項第五号に規定する特定所有者不明土地をいう。以下この号において同じ。）又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利

ロ　当該裁定申請書に添付された所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第十条第三項第一号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとして記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利（当該裁定申請書に記載された当該事業が当該特定所有者不明土地以外の土地をイに掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められないものとして政令で定める事業に該当する場合における当該記載がされたものを除く。）

第三十一条の二第二項第十二号から第十四号までの規定中「第八号の二」を「第八号の三」に改める。

第三十三条第一項第一号中「その他政令」を「、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法その他政令」に改める。

第三十三条の四第三項第一号中「同項第六号」を「同項第七号」に改める。

第三十四条第二項第四号中「又は地方独立行政法人」を「、地方独立行政法人」に改め、「限る。」の下に「又は文化財保護法第百九十二条の二第一項に規定する文化財保存活用支援団体（政令で定めるものに限る。以下この号において同じ。）」を加え、「場合を含む」を「場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には、政令で定める場合に限る。）を含む」に改め、同項に次の一号を加える。

七　農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地で同法第二十三条の二第一項の規定により定められた農用地利用規程（同法第二十三条第一項の認定に係るもの（同法第二十四条第一項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に限る。）に係る同法第二十三条の二第一項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるものが、同条第六項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構（政令で定めるものに限る。）に買い取られる場合

第三十四条の二第二項第二十五号中「に規定する農地利用集積円滑化団体等（当該農地利用集積円滑化団体等が、一般社団法人若しくは一般財団法人である同法第十五条第二項に規定する農地利用集積円滑化団体である場合又は同項に規定する農地中間管理機構である場合には、」を「の農地中間管理機構（」に改め、「買い取られる場合」の下に「（前条第二項第七号に掲げる場合に該当する場合を除く。）」を加える。

第三十四条の三第二項第一号及び第二号中「場合（」の下に「第三十四条第二項第七号又は」を加え、同項第三号中「場合（」の下に「第三十四条第二項第七号又は」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第三十五条第三項中「この項から」を削り、「個人が、」を「相続人（包括受遺者を含む。以下この項において同じ。）が、」に、「平成三十一年十二月三十一日」を「平成三十五年十二月三十一日」に、「当該個人」を「当該相続人」に改め、同条第四項中「第三号及び同項」を「以下この項及び次項」に改め、「居住の用」の下に「（居住の用に供することができない事由として政令で定める事由（以下この項及び次項において「特定事由」という。）により当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（政令で定める要件を満たす場合に限る。）における当該特定事由により居住の用に供されなくなる直前の当該被相続人の居住の用（第三号において「対象従前居住の用」という。）を含む。）」を加え、同項第三号中「こと。」の下に「（当該被相続人の当該居住の用に供されていた家屋が対象従前居住の用に供されていた家屋である場合には、当該特定事由により当該家屋が居住の用に供されなくなる直前において当該被相続人以外に居住をしていた者がいなかつたこと。）」を加え、同条第五項中「居住の用」の下に「（特定事由により当該被相続人居住用家屋が当該相続の開始の直前において当該被相続人の居住の用に供されていなかつた場合（前項に規定する政令で定める要件を満たす場合に限る。）には、政令で定める用途）」を加える。

第三十七条の十第三項第一号及び第二号中「の株式若しくは出資又は」を「又は」に改め、「全部を」の下に「直接若しくは間接に」を加え、「株式若しくは出資のいずれか一方」を「うちいずれか一の法人」に改める。

第三十七条の十二の二第二項第七号中「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の下に「（平成十七年法律第八十七号）」を、「商法」の下に「（明治三十二年法律第四十八号）」を加える。

第三十七条の十三第一項第三号を削り、同項第四号中「平成三十一年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改め、同号を同項第三号とする。

第三十七条の十四第四項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同条第五項第一号中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項第二号中「掲げる上場株式等（」の下に「第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する出国をした日からその者に係る第二十九項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があつた日までの間に取得をしたもの」を加え、同項第三号ロ中「提出又は」を「提出」に、「が年」を「又は政令で定める書類の提出が年」に改め、同項第四号中「ものに限る」を「ものに限り、第二十七項の規定による同項第一号に規定する継続適用届出書の同項に規定する提出をした者が同項に規定する出国をした日からその者に係る第二十九項に規定する帰国届出書の同項に規定する提出があつた日までの間に取得をしたものその他の政令で定めるものを除く」に改め、同項第五号ロ中「提出又は」を「提出」に、「が年」を「又は政令で定める書類の提出が年」に改め、同条第六項第一号中「この条」を「第八項まで及び第三十五項」に改め、「この項から」を削り、同条第三十六項中「第三十三項」を「第三十八項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十五項中「第三十二項及び第三十三項」を「第三十七項及び第三十八項」に改め、同項を同条第四十項とし、同条第三十四項中「第三十二項」を「第三十七項」に改め、同項を同条第三十九項とし、同条第三十三項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十八項とし、同条第三十二項中「第三十項」を「第三十五項」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十一項を同条第三十六項とし、同条第三十項を同条第三十五項とし、同条第二十九項中「若しくは変更する場合又は出国をする」を「又は変更する」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第二十八項中「二十歳」を「十八歳」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第二十七項を同条第三十二項とし、同条第二十六項の次に次の五項を加える。

27　非課税口座を開設している居住者又は恒久的施設を有する非居住者が出国（居住者にあつては国内に住所及び居所を有しないこととなることをいい、恒久的施設を有する非居住者にあつては恒久的施設を有しないこととなることをいう。以下この項及び第三十一項並びに次条第二十六項において同じ。）により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その者は、その出国の日の前日までに、当該非課税口座が開設されている金融商品取引業者等の営業所の長に次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める届出書の提出（当該届出書の提出に代えて行う電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法による当該届出書に記載すべき事項の提供を含む。以下この条において同じ。）をしなければならない。

一　帰国（居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当することとなることをいう。第二十九項において同じ。）をした後再び当該非課税口座において非課税上場株式等管理契約又は非課税累積投資契約に基づく上場株式等の受入れを行わせようとする居住者（当該出国の日の属する